

平26福情答申第3号

平成26年7月23日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(総務企画局人事部人事課)

福岡市情報公開審査会

会 長 川 副 正 敏

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成25年10月21日付け総人第705-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「福岡市職員のうち、医師免許を持った氏名一覧、所属ごとの役職名、医師免許証の写し」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「福岡市職員のうち、医師免許を持った氏名一覧、所属ごとの役職名、医師免許証の写し」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が福岡市情報公開条例第7条第1号を理由として行った非公開決定（以下「本件決定」という。）については、別表に示す部分は公開とすることが妥当である。

**第2 異議申立ての趣旨及び経過**

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成25年10月2日付け総人第661-1号で実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成25年9月27日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成25年10月2日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成25年10月7日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨**

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、「各保健所の所長の肩書きを持つ福岡市職員は医師免許を持ったものがやっていることは自明の理であり、それさえも隠ぺいしているのは、福岡市長の職務怠慢と隠ぺい体質を如実にあらわしている。

すべて公開せよ。」と主張している。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、平成26年2月7日付け弁明意見書及び同年3月17日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書の特定について

ア 「福岡市職員のうち、医師免許を持った氏名一覧、所属ごとの役職名」に該当する公文書としては、「医師・歯科医師の配置状況」（以下「配置状況」という。）が考えられる。この配置状況は、新たに医師又は歯科医師を採用選考する際に、他の医師又は歯科医師の配置を確認するため、人事管理上必要な書類として作成している。配置状況には、医師又は歯科医師として選考により採用された職員の作成時現在の所属、役職名及び氏名が記載されている。

イ また、「医師免許証の写し」は、採用選考の受験資格を満たしているか確認することを目的として、受験者に対し、採用選考申込書と併せて提出を求めているものである。この医師免許証の写しには、本籍地の県名、氏名、生年月日、第何回の医師国家試験に合格したか、交付年月日、厚生労働大臣の氏名及び印影、医籍登録年月日、医籍登録番号並びに厚生労働省医政局長の氏名及び印影が記載されている。

### (3) 本件決定を行うに至った理由

ア 条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいうとされており、職員が保有している資格、免許についても、採用の前後を問わず、その職員が自由な意思に基づいて取得したものであり、どの職員がどのような資格等を保有しているかは、職員の個人に関する情報であると考えられる。また、医師免許証の写しについても、受験資格を確認する目的で提出を受けたものであり、記載内容も個人情報が含まれ

ている。

イ 異議申立人は、「各保健所の所長の肩書きを持つ福岡市職員は医師免許を持ったものがやっていることは自明の理である」旨主張するが、福岡市事務分掌規則第156条により、保健所長は当該区役所の保健福祉センター所長又は副所長のうち地域保健法施行令第4条に定める資格を有するものをもって充てると規定されており、同条によれば、医師をもって保健所の所長に充てることが著しく困難であると認めるときは、二年以内の期間を限り、一定の要件を満たす医師でない職員をもって保健所の所長に充てることができることも規定されている。したがって、保健所長であることをもって医師であるとは必ずしもいえないケースも想定される。

ウ なお、職員の役職、氏名及び職務に関する情報については、職員名簿で公開しており、保健所長の氏名についても確認できる（職員名簿は情報プラザ、各区市民相談室、各区図書館で閲覧可能。）。

#### 第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書の特定について

- (1) 異議申立人の主張によれば、本件対象文書は、「福岡市職員のうち、医師免許を持った氏名一覧、所属ごとの役職名、医師免許状の写し」である。
- (2) 実施機関によると、異議申立人が主張する内容に対応する文書としては、「福岡市職員のうち、医師免許を持った氏名一覧、所属ごとの役職名」が記載された「配置状況」があり、当該配置状況には、医師又は歯科医師として選考により採用された福岡市職員（以下「職員」という。）の作成時現在の所属、役職名及び氏名が記載されているとのことである。

また、「医師免許証の写し」には、本籍地の県名、氏名、生年月日、第何回の医師国家試験に合格したか、交付年月日、厚生労働大臣の氏名及び印影、医籍登録年月日、医籍登録番号並びに厚生労働省医政局長の氏名及び印影が記載されているとのことである。

- (3) 当審査会において、配置状況を見分したところ、異議申立人が主張する「福

岡市職員のうち、医師免許を持った氏名一覧、所属ごとの役職名」と同一と評価できる内容が記載されていたため、実施機関が配置状況を本件対象文書として特定したことは妥当と認められる。また、医師免許証の写しについても、本件対象文書として特定したことは妥当である。

## 2 条例第7条第1号について

条例第7条は、実施機関は、公文書に同条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない旨を定めている。本件対象文書に関しては、同条第1号に定める非公開情報該当性の有無が争点となっていることから、当該規定について述べると、次のとおりである。

- (1) 条例第7条第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。
- (2) もっとも、条例第7条第1号は、本文に該当するものであっても、同号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定している。

まず、同号ただし書のアの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

次に、同号ただし書のイの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しな

ければならないとするものである。

また、同号ただし書のウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

- (3) そこで、以下、配置状況及び医師免許証の写しに記載された情報について、まず、条例第7条第1号ただし書のウの職務の遂行に係る情報といえるかどうかを判断し、そのうえで、さらに、同号ただし書のアに該当するかどうかを順次判断することとする。

### 3 条例第7条第1号ただし書のウ該当性について

#### (1) 医師免許を有する職員の職等及び氏名について

ア そもそも、職員が有する各種資格についてであるが、その保有の有無をはじめ、どのような資格を持っているのか等の情報は、条例第7条第1号本文の個人情報に該当することに疑いはない。

しかしながら、上記2で述べたとおり、個人情報に該当する場合においても、同号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨の規定があるため、当審査会としては、本件事案について、まず、職員が医師免許を有すること自体が条例第7条第1号ただし書のウの職務遂行に係る情報に該当する場合には、当該職員の職等及び氏名を公開すべきと判断することとなるので、以下、その検討を行う。

イ 当審査会で調査したところ、職員のうち、法令等により医師であることが求められる役職としては、保健所長及び産業医が挙げられる。以下、詳述する。

#### (ア) 保健所長について

まず、保健所長については、福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第17号）第156条は、「保健所長は、区役所の保健福祉センター所長又は副所長のうち地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第4条に定める資格を有するものをもって充てる」旨を規定しており、同令第4条第1項は、保健所の所長が医師で、かつ、一定の要件を満たす地方公共団体の長の補助機関である職員でなければならない旨を規定している。なお、

例外として、同条第2項において、「地方公共団体の長が医師をもって保健所の所長に充てることが著しく困難であると認めるときは、二年以内の期間を限り、・・・医師でない職員をもって保健所の所長に充てることができる」と規定しているところである。

よって、例外規定はあるものの、保健所長は医師であることが法令等の規定により求められていることは明白である。したがって、保健所長が医師である場合は、医師であること自体が条例第7条第1号ただし書のウの職務遂行に係る情報と認められるため、当該職員の職等及び氏名の公開が妥当であると判断するものである。なお、例外規定を用いて医師でない職員をもって保健所の所長に充てる場合は、医師でない職員が保健所長であるということが職務遂行に係る情報と認められる。

(イ) 産業医について

次に、産業医については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の規定によると、「事業者は、（略）事業場ごとに、（略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（略）を行わせなければならない。」とあり、福岡市においても、当該規定に基づき、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせているところである。

よって、職員が産業医として選任されている場合は、医師であること自体が条例第7条第1号ただし書のウの職務遂行に係る情報と認められるため、当該職員の職等及び氏名の公開が妥当であると判断するものである。

(ウ) 保健所長及び産業医以外の医師について

さらに、当審査会において、福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）及び福岡市事務分掌規則を確認したが、法令等により医師であることが求められる職等を規定した条文は存しなかったため、保健所長及び産業医以外の医師については、医師であること自体が条例第7条第1号ただし書のウの職務遂行に係る情報には該当しないと判断し、非公開が妥当であると判断するものである。

## (2) 医師免許証の写しについて

次に、医師免許証の写しについて、条例第7条第1号ただし書のウ該当性を検討する。

まず、上記(1)でその職等及び氏名を明らかにすべきとした保健所長及び産業医に係る医師免許証の写しについては、当該職員の氏名及びその者が医師の資格を有する事実を示す最小限度の記載内容の部分（本籍地の県名、生年月日、第何回の医師国家試験に合格したか、交付年月日、厚生労働大臣の氏名及び印影、医籍登録年月日、医籍登録番号並びに厚生労働省医政局長の氏名及び印影以外の部分。次の(3)において同じ。）については、条例第7条第1号ただし書のウに該当すると判断される。

次に、保健所長及び産業医以外の医師に係る医師免許証の写しについては、当該職員の職等及び氏名を非公開と判断する以上、個人情報に該当するため公開を要しないと判断する。

## (3) 小括

以上のとおり、保健所長及び産業医については、医師であること自体が条例第7条第1号ただし書のウの職務遂行上必要な情報に該当するので、「配置状況」のうち当該職員の職等、氏名並びに当該職員の医師免許証の写しのうち当該職員の氏名及びその者が医師の資格を有する事実を示す最小限度の記載内容の部分について公開することが妥当と判断するものである。

その一方、保健所長及び産業医以外の医師については、医師であること自体が職務遂行情報と判断することはできないので非公開と判断するものである。

## 4 条例第7条第1号ただし書のア該当性について

(1) 次に、医師免許証の写しに記載された情報が同号ただし書のウには該当しないものの、同号ただし書のアに該当するか否かについての検討を行う。

(2) 医師又は歯科医師の資格については、厚生労働省のホームページの「医師等資格確認検索システム」の一般向け検索画面において、医師の職種（注：医師又は歯科医師のいずれかを選択）、性別（注：男性又は女性のいずれかを選択）、氏名（注：完全一致検索となっており、姓や名のみ又はフリガナでは検



索できない。)を入力することにより、登録年の確認が可能となっているところである。

- (3) 当審査会としては、上記のように医師の氏名が判明すれば、ホームページにおいて公表されている情報については、公にされている情報として条例第7条第1号ただし書のアに該当するものと判断する。

よって、医師免許証の写しの記載内容のうち、条例第7条第1号ただし書のウで公開すべきと判断した職員の名前以外に、登録年についても条例第7条第1号ただし書のアの規定により公開が妥当と判断するものである。また、これらの年次の厚生労働大臣及び厚生労働省医政局長の氏名については公にされているものであるから、登録年当時の厚生労働大臣及び厚生労働省医政局長の氏名及び印影についても公開が妥当と判断するものである。

他方、当該システムで検索することができない本籍地の県名、生年月日、第何回の医師国家試験に合格したか、交付年月日、医籍登録月日及び医籍登録番号の部分については、条例第7条第1号ただし書のアにも該当しないため非公開が妥当と判断するものである。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年1月9日	実施機関からの諮問
平成26年2月7日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年3月17日	実施機関より意見聴取
平成26年4月9日 (第1部会)	審議
平成26年5月14日 (第1部会)	審議
平成26年6月10日 (第1部会)	審議

## 第6 答申に関与した委員

川副正敏, 石森久広, 五十川直行, 馬場明子

別表

本件対象文書名	公開すべき部分
配置状況	医師である保健所長及び産業医の職等及び氏名
医師である保健所長及び産業医に係る医師免許証の写し	本籍地の県名，生年月日，第何回の医師国家試験に合格したか，交付年月日，医籍登録月日及び医籍登録番号以外の部分